

学校法人国際学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人国際学園寄附行為第13条の規定に基づき、学校法人国際学園（以下「法人」という。）における理事長、理事及び監事並びに評議員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤の役員等とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (4) 非常勤の役員等とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、退職功労金、その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員等の報酬等には、この法人の給与に関する規程（以下「賃金規程」という。）に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、報酬を支給するものとする。

- 2 前項第1号の規定に関わらず常勤の役員等でこの法人の教職員を兼務する者については、報酬、賞与、退職功労金を支給しない。
- 3 理事会の決定により、役員等に対し、賞与及び退職功労金を支給することができる。
- 4 役員等は、報酬等を書面にて辞退することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の額を上限とし、理事会で決定する。

- (1) 理事長の報酬 月額 500,000 円
- (2) 理事の報酬 月額 300,000 円
- (3) 監事の報酬 月額 300,000 円
- (4) 評議員の報酬 月額 150,000 円
- (5) 賞与 年総額 1,000,000 円
- (6) 退職功労金 70,000,000 円

2 理事が評議員を兼務する場合は、評議員の報酬は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月末日までに支払う
- (2) 賞与 毎年7月及び12月
- (3) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後 3 か月以内

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。但し、本人が死亡した場合には、この限りではない。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

- 第6条 役員には、学校法人国際学園出張旅費規程に基づき、旅費を支給する。評議員の旅費は学校法人国際学園出張旅費規程の管理職に準じて支給する。
- 2 役員等が職務の執行に当たって前項の旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

- 第7条 報酬の日割り計算はしない。ただし在任期間が16日に満たない月は、報酬額を半額とする。

（公表）

- 第8条 法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に規定する報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和6年11月1日から施行し、第3条及び第4条第1項第6号の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 役員報酬規程（平成23年8月1日理事会決定）は、廃止する。